

平成26年9月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	長尾トモ子
委員会開催日	平成26年9月25日(木)、26日(金)
所属委員	〔副委員長〕丹治智幸 〔委員〕 椎根健雄 宮本しづえ 小林昭一 水野さちこ 古市三久 杉山純一 三村博昭



長尾トモ子委員長

(1) 知事提出議案：可 決…7件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…2件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(3) 請 願：採 択…1件

[※請願はこちら【PDF】](#)

(9月25日(木) 労働委員会事務局)

宮本しづえ委員

今ほど労働相談件数の報告があった。原発労働者が裁判に訴えなければ、まともな賃金が得られない現状がある。除染労働者の労働相談についてはさきに説明を受けたが、あわせて原発労働者の労働相談は県にどのような形で寄せられているか、労働委員会で把握しているものがあれば説明願う。

次長兼審査調整課長

原発関係労働者からの相談であるが、我々の相談体制としては、電話や面談、あるいは休日の相談会など、いつでも相談を受けられるような形で対応している。

8月末現在で51件の相談があったが、その具体的な内容を確認したところ、除染関係が5件あった。差し支えない範囲で紹介するが、除染関係の会社に勤めているがやめさせてもらえない、除染会社と社内の労働組合との団体交渉をどのようにすればよいかなどであった。

間口を広げて相談に応じており、きちんと対応できる体制で相談を受けていきたい。

宮本しづえ委員

原発の敷地内で作業している方からの相談はあるか。

次長兼審査調整課長

相談はなかった。

(9月25日(木) 教育庁)

宮本しづえ委員

高等学校及び特別支援学校の備品整備に関して、財源は教育に係る寄附金を充てるとのことだが、どのような形で寄せられた寄附金で、現在幾らあるか。

財務課長

寄附金であるが、今年度は現時点で5件、800万円超である。1件は、(株)アミューズ(芸能プロダクションなどを展開している東証一部上場企業)から500万円超である。次に、三菱UFJニコス(株)から2件で210万円超である。さらに、サロン・ブラン美術協会(芸術文化の海外展開を積極的に進めている方々が集まって組織している団体)から18万円超である。そのほかに(株)日本経済新聞社から100万円の予定である。

宮本しづえ委員

毎年、寄附の相手方はそれぞれであるがこのような形で受け取っている。教育委員会としては、これら寄附金をどのような方針に基づき使うこととしているか。

財務課長

多額の寄附金が寄せられているが、寄附者の意思は子供たちのためにとということである。できるだけ子供たちの笑顔につながるものを整備したいという思いで作業を進めている。

また、毎年各学校から備品、設備等に対する要望を取りまとめているので、その中から施設整備等は外して、直接子供たちが使用して元気につながるものを選定している。

宮本しづえ委員

今回、具体的には何を購入するのか。

財務課長

限られた財源なので、高等学校は20校、特別支援学校は盲学校を含め8校に配分したいと考えており、例えば、高等学校ではハンドベル、ピアノ、アンプ、体育で使うバレーボールの支柱などであり、特別支援学校では折り畳み式プールやトランポリン、木琴及び鉄琴など子供たちが直接利用できるものを整備したい。

古市三久委員

関連であるが、寄附金はレアケースであるので、学校運営で備品として整備、設置するものは、本来は基本的に県予算で手当てすべきである。

今回の各学校への予算配分は、各学校から毎年取りまとめている要望に基づくものか、あるいは何か必要なものはないか改めて要望をとったのか。寄附金であれば、一般的に毎年の要望とは異なるところに使うものとするが、どうか。

財務課長

委員指摘のとおり、備品購入は本来県の予算で対応すべきものとする。

備品購入に対する要望を毎年とっているが、なかなか思うように対応できない。特に先ほども説明した器材等については、優先順位的に県予算での対応が困難である。

今回の寄附金については、子供たちの笑顔につながるものでなくてはならないと考えているので、県費でなかなか対応できないところに充てるという整理をしている。

古市三久委員

述べていることはわかる。つまり、本来は県費で対応すべきものが、予算の関係もありなかなか対応できないので、そのようなものについてはそれなりに充てる対応をしていることと思う。

しかし、寄附金を当てにしなければ、なかなか備品等購入について正常な学校運営ができない状況にあることは問題である。県の予算配分の問題なのか、あるいは全体的に財源がない中で難しい問題なのかを整理しながら、寄附金の取り扱い

いについては、寄附金の性格や学校の備品整備の内容等をガイドラインや指針、要綱などでしっかりと定めて運用しないと、金があるから欲しいもの全てを要求するようになりかねない。

県費で対応すべきものとそうでないものを仕分けながら運営すべきなので、しっかりと整理してもらいたいが、どうか。

財務課長

委員指摘のとおり、県費で対応すべきものは県費で対応する。

寄附者の思いをどのように教育現場に反映させるか、きちんと整理をして運用したい。

三村博昭委員

教育長説明の中で、双葉郡中高一貫校設置事業について、新たに必要となる備品、教材・教具等の整備に伴い所要の経費を増額するとあったが、予算書を見ると、説明と内容が違うと思うので整理したい。

まず、議案説明資料教3ページであるが、年間所要見込みによる補正とあり、もう今年度は補正はしないという意味もとれる。高等学校管理費―学校維持管理費の説明欄1、高等学校維持管理経費601万5,000円で備品を購入することである。9月定例会に出された「予算に関する説明書」の当初予算のこの項に関する説明欄を見ると、需用費が当初15億6,181万3,000円に対し、今回818万5,000円の増、役務費が当初1億1,056万円に対し、今回660万円の減、委託料が当初5億9,718万6,000円に対し、今回8,681万2,000円の増、工事請負費が当初56億5,705万円に対し、今回1,365万1,000円の増、そして説明のあった備品購入費は、当初4,649万2,000円に対し、1,958万9,000円の減となっている。

教育長の説明では、備品あるいは教材・教具等を購入するために所要の経費を増額するとあった。委託費は8,000万円超の増だが、なぜこの増が教材・教具等の購入なのか。一方で、備品購入費は1,958万9,000円の減なので、説明願う。

財務課長

三村委員から双葉郡中高一貫校設置事業に関して、予算に関する説明書との記載が一致しないのではないかと指摘についてである。

予算に関する説明書51ページの記載に沿って説明する。

目3高等学校管理費、補正額8,245万9,000円である。節の欄、需用費818万5,000円の増、役務費660万円の減、委託料8,681万2,000円の増、工事請負費1,365万1,000円の増、備品購入費1,958万9,000円の減となっている。

まず、需用費だが、新設校の教室等に使用する椅子等で818万5,000円の増である。

次に、役務費の減だが、来年の開校に向けて現在サテライト校が開設されているが、そこから新設校に移転するための経費を計上していたが、タイミングの関係で減となった。

次に、委託料の増であるが、ほとんどがパソコン、タブレットの購入を予定している。備品購入という方法もあるが、購入後の維持管理や購入時のさまざまな設定全てを含めて契約したいことから、委託料として計上している。

次に、工事請負費の増だが、整備するパソコン、タブレットに伴う無線LANの整備に要する経費である。

最後に、備品購入費の減だが、総合学習棟及び寮の設計を一部変更する必要があることに伴い、購入予定の備品が減るものである。

以上が教育庁関係の補正予算の内容である。事業の説明で、備品を購入するかのような印象となり、説明不足であった。

三村博昭委員

備品や教材・教具等の整備に伴う増との説明であった。教育長が既に委員会で説明しているのだから、それを变えるのであれば変えるなりの対応をしてもらいたい。

ここでの説明とすれば、一部予算の組みかえや編成がえなどの表現もあればよいと思う。議案説明資料によれば、「年間所要見込みによる補正」という言葉を用いている。これを見ると、今年度の補正はもうないと理解されかねないので注意すべきである。

備品購入費は当初でかなりの額があり、総額補正もしているが、42%も減額する。当初の予算要求時から、あるいは補

正後において、何をどのように考え予算要求したのか。予算の積算のあり方も大事な部分だと思う。

6月定例会で、予算説明資料33ページ中4億1,999万2,000円の増は、双葉中高一貫校の改築工事、備品購入等に充てるという説明であった。6月に備品購入等と説明しながら、その42%を削減してどこか別なところに持っていく。これでは、予算要求あるいは積算の段階でしっかりと取り組んでいるのか疑問であるので、説明願う。

高校教育課長

委員の指摘は真摯に受けとめなくてはならないと思う。

今回の9月補正における、6月補正からの経緯について説明したい。双葉中高一貫校の教育内容については、昨年度から教育委員会主催の「中高一貫校に関する検討協議会」を開催してきた。最終回を6月4日に開催したが、その場でさまざまな方々から教育課程の改善等に関する意見をもらい、それらをもとに教育課程を決定した。それに伴い、今回平成27年度以降に整備を予定していたパソコンやタブレット端末等を前倒しで整備するものであるので理解願う。

三村博昭委員

中高一貫教育については、大変な関心を集めている取り組みであり、それなりの準備が必要であることから、途中で変更が出るのも当然と思う。

ただし、予算がどうあるものかを考えれば、常に求められるのは最小の経費で最大の効果を上げることである。そこに、今ほど説明のあった考え方が途中で入ってくることもあろうが、委員会での説明が追っかけではどうしようもない。まして教育長が責任ある説明をするときに、今ほどの説明が最初から加わっていれば、今のこの議論は必要ない。それが、追っかけ説明をせざるを得ないような教育長の説明をすることに問題がある。

教育庁で今やっていることの中身は大切なことである。これからの時代、パソコンを導入し、しっかりとこれに取り組む教育体制をつくることも必要であり、古市委員の質問にあったように、必要な備品は、本来教育費の中で整備しなくてはならないものである。ただ、財源が不足する場合は寄附金を一時的に充てるという考え方も、寄附者が寄附金の使途や目的を限定していない場合はそれでもよいと思う。

教育長が本委員会で説明する内容と、実際の予算の仕組みの内容について、きちんと整合がとれていないことには、今後注意すべきである。

予算書について我々が審議する場合、予算区分上は目でしかしない。今ほどやりとりしたのは節の部分であるが、節は見ないからよいという考えで我々に示すのではなく、少なくとも審査資料と県の予算書が議員に配付されているので、それら各配付資料に記述されている内容が、互いに整合がとれているのかも含めて、きちんと説明すべきと思うがどうか。

教育長

今後の予算編成に当たっては、今ほど三村委員から指摘、指導のあった点を肝に銘じたい。

長尾トモ子委員長

予算編成の際はしっかりと協議し、今後は予算の組みかえ等がある場合は、その説明をきちんとするよう願う。

水野さちこ委員

教育長説明にあった、学力向上に向けた「つなぐ教育」について詳しく説明願う。

義務教育課長

つなぐ教育の概要は、児童生徒の学力向上のため、小中学校と家庭が課題を共有して、協力して解決に取り組んだり、地域の人たちがこれらの取り組みを支え、地域全体が連携することで学力向上を図ることを目的に立ち上げた事業である。

詳細であるが、①学校同士の連携を図るため、テレビ会議等システムを活用した交流事業を行う、②学校と家庭の連携を強化するため、各学校のPTAが合同で学力向上を図る学習や生活習慣の育成に向けた役割等について協議する場を設ける、③学校と地域の連携を強化するため、地域の有識者や民間事業者等の代表者との連携のもとで地域講演会を開催する一である。

これらの事業を組み立てながら、このつなぐ教育を推進しているところである。

古市三久委員

中学校の未修了者数は把握しているか。

義務教育課長

毎年度、中学校を卒業する生徒については、学校から市町村教育委員会に人数の報告があり、それが市町村ごとにまとまって、各教育事務所を通じて県に報告がある。

古市三久委員

昨年度における中学校の未修了者は何名か。

義務教育課長

今ほどの説明は卒業者の数であり、未修了者の数は手元に資料がない。

古市三久委員

県では数を把握しているのか。例えば、平成25年度は1万人の中学校卒業者のうち未修了者が10名などの具体的な数は出せるか。

義務教育課長

未修了者についての正確な数は把握していない。

古市三久委員

確かに、未修了者の定義をどうするのかという問題は前提としてあるが、なぜ全く把握していないのか。県として把握する必要がないという認識なのか。あるいは、そのような者は全くいないという認識なのか。

義務教育課長

卒業認定は各学校で行うが、認定されない生徒は近年いないという報告を受けている。卒業者の数は把握しているが、未修了者、つまり卒業に至らなかった者の数は正確に把握していない。

古市三久委員

卒業者数は把握しており、在籍者は全て卒業するという事は、中学校の在籍者数と卒業者数はイコールで、在籍者数もきちんと把握しているとの理解でよいか。

義務教育課長

在籍者数は毎年5月1日の学校基本調査で把握しており、これとは別に、毎年3月に卒業した生徒は何人が調査している。その段階で在籍数が何人かは調査していない。

古市三久委員

未修了者の数は全く把握していないということか。

中学校で履修すべき事項をきちんと修得していないが、形式的に卒業した者に関連して、学校への登校日数がどれだけあれば卒業できるといった決まりはあるのか。例えば、学校の登校日数は年間約220日だが、そのうち何日以上なら卒業させるが、何日以下なら卒業させないという規定はあるか。

義務教育課長

年間約210日の授業日があるが、そのうちどのくらいの授業に参加すれば卒業認定になるという規定は存在しない。卒業の認定は、全て学校長の判断で行われている。

古市三久委員

中学校を形式的に卒業した未修了者の数は全く把握しておらず、把握する必要もないという認識か。

義務教育課長

中学校の履修事項を修了していない生徒というよりも、未就学者、つまり学校に通っていない者の数は国勢調査で10年に一度調査があり、本県では2,300人くらいいることは把握している。

古市三久委員

毎年ではなく10年置きの調査で、10年単位の累計で約2,300人という理解でよいか。

義務教育課長

10年ごとの積算ではなく、その調査時点で未就学者が約2,300人いるものである。

古市三久委員

そのことに対する問題意識は、県にはないのか。

義務教育課長

未修了者の内訳も具体的に把握していない状況であるが、その中には外国籍の方が多くいると聞いている。

未修了者の中には、日本でずっと生まれ育った日本国籍の未修了者もいるが、外国から来て日本の義務教育を修了していない方も多く含まれていると承知している。

古市三久委員

例えば、未修了者2,300人のうち外国籍の方が1,000人とすれば、残りは日本国籍の方となる。そのような方々が未修了の状態のままであることに、県は全く問題意識はなく、やむを得ないという認識か。

義務教育課長

そのようなニーズがあれば応えなくてはならないという思いはあるが、これまでの制度ではその方々を救済する仕組みがなかったので、県教育委員会としても手を差し伸べる方策がなかった。

古市三久委員

ニーズとはどういうことか。その方々が「学校を卒業したいから何とかしてもらいたい」というニーズがないということか。あるいは、社会全体でそのようなニーズがないという理解か。

義務教育課長

一人一人のニーズを聞いているわけではないが、情報をつかんでいる範囲では、①中学校の卒業資格、卒業証書が欲しい、②卒業証書は形式的に受け取ったが、中学校での学びが十分ではなかったのもう一度学び直したいーという大きく分けて2つのニーズがあると承知している。

古市三久委員

県第6次総合教育計画の「教育をめぐる社会経済情勢の変化」の中に「価値観の多様化や社会情勢の変化等に対して速やかな対応が求められている」との記載がある。

先ほどの2,300人という数は直近のものとのことだが、いつの時点か。

義務教育課長

平成22年の国勢調査の数である。

古市三久委員

外国籍か日本国籍かは別として、2,000人超というのは相当の数である。それらの方々が義務教育未修了ということに問題意識を持ち、どのような理由でそのようなになったか、まずは調査すべきと思うが、考えはあるか。

義務教育課長

例えば中学校に在籍していて卒業証書を授与しなかった子供がどれくらいいるのかについては、各学校に照会すればすぐにわかる内容である。

先ほどの2,300人の中には16歳から高齢者まで全てが含まれるので、そのような方々をどのような形で調査するかについては、今後工夫が必要となる。そのような研究について、現在、文部科学省が来年度予算の概算要求をしているが、夜間中学校を設置していない都道府県及び政令指令都市に調査研究費を交付する予定であることから、本県でもこの予算の内容が確定した段階で、実態調査の実施についてしっかりと検討したい。

古市三久委員

どのような方法で調査し、その対象は何か。その2,300人を全て調査するのか、あるいは中学校を形式的に卒業した者のみを調査するのか。

不登校の子供たちについて、各中学校では出席日数が不足していても卒業証書を与えることがあると思うが、そのような例はあるか。

また、具体的な卒業の認定基準はあるのか。

義務教育課長

不登校の子供たちがふえてきたころから、学校に来た日だけを出席日数としてカウントする方法はとらないようになっており、教員が家庭に行き指導したり、ほかの施設で学んだ場合も出席としてカウントし、卒業を認定している。

古市三久委員

そのような方は何人いるか。

義務教育課長

その数については、持ち合わせの資料がない。

古市三久委員

そのような方がいるのであれば、全体の中にどのくらいいるのか把握すべきである。各学校で修了認定を行っているので、確かにいると思うが、資料がなく人数がわからないというのは無責任である。

学校、教育委員会として、子供たちのいろいろな状態について、さまざまな実態を把握して、それに基づいてどのような教育が必要なのか、教育に求められる役割の変化や、社会の価値観の多様化にどのように対応していくのかをきちんと判断し、変えるべきところは変えていくべきである。

そうしないで、今までどおりのことを今後も継続するやり方は、非常に怠慢である。

県第6次総合教育計画には、「これら社会情勢の変化や災害に対して、速やかで適切な対応が求められて」との記載があるのだから、そのような社会経済情勢の変化の中で、従来の義務教育だけでよいのか、あるいはまた、どのような教育が今求められているのか、県教育委員会としてしっかりと判断し対応してもらいたい。

学力向上もよいが、本県の子供たちについては、少なくとも義務教育はしっかりと受けさせることが、社会に役立つ人材を育成する上で基本的なことだと認識して各種の施策を行わなければならない。

現実には学校に来る人だけをとにかく卒業させればよくて、あとは面倒だから学校に来なくても形式的に皆を卒業させてしまうということかもしれない。

昔は、我々の同級生にも、ほとんど学校に来ていないのに卒業証書をもっている者がたくさんいたが、同じようなことが今でもまかり通っているのではないか。

例えば、100日以上、または150日以上学校に来ない生徒は何人で、そのような生徒に修了証書を与えたかどうかなどについては、きちんと調査すべきと思うが、どうか。

義務教育課長

細かいデータは持ち合わせていないが、現時点で1,300人超の不登校の生徒がいることは把握している。そして、学校に十分に通っていないにもかかわらず卒業証書が授与されているのは、この中の生徒が該当することが多いと思う。そのあたりの細かい内訳については、今後しっかりと調査して、真摯に対応したい。

古市三久委員

福島市教育委員会では、100日以上出席していない生徒が何人、150日以上が何人と調査したものを持っている。県教育委員会もそのような調査をすべきと思うが、その考えはあるか。

また、学校を卒業するためには何日以上出席しなければならないという基準はあるか。

義務教育課長

30日以上学校を欠席した生徒数など、個々の情報は報告されているので、それを30日、50日、100日などと区分して集計すれば、データ化することは可能であり、すぐにつかめると思う。

県としてもどのような姿、どのような形で卒業させるのが最もよいかについて、今後協議し、市町村教育委員会とも一体となりながら考えていきたい。

古市三久委員

学校経営は、学校長に任せるのが基本となっているが、学校長の裁量だけで卒業を全て認定してはならないと思う。ある程度の基準を設けて、それなりに最低限度の学力などがなければ、卒業させるべきではない。卒業の認定を厳密にすれば、さまざまな問題も出てくるので、学校長のある程度の裁量が必要であることは理解できるが、やはり何らかの統一的な基準は必要であるので、今後、県教育委員会の中できちんと検討、議論してもらいたい。

次に、30日以上出席しなかった生徒の人数については、集計すればすぐにわかるということなので、30日以上や100日以上が県内に何人いるのかなど、後ほど資料を提出願う。

義務教育課長

資料については、精査集計して提出したいので、少し時間をもらいたい。

古市三久委員

先ほどの課長説明で、文部科学省が現在概算要求している調査費に70万円がいたら調査するが、その予算がつかなければやらないということであったが、それが役所である。

本来は予算がなくても、そのような実態がわかっているのであれば、きちんと調査して再教育が必要な人の数を把握した上で、どうにかして教育の場にしっかりと連れ戻し、もう一度きちんと教育すべきではないか。

この実態調査について、仮に文部科学省の予算がついた場合には、どのような方法で実施して再教育が必要な人を把握するつもりか。

義務教育課長

調査の実施方法については、今後しっかりと検討したい。予算がないとできない調査もあれば、予算がなくてもできる調査もあるので、文部科学省の予算がつくつかつかないにかかわらず、予算を伴わない調査についてはしっかりと実施したい。

古市三久委員

いみじくも、今ほど課長が、予算がなくてもできる調査があると説明した。

実際は、これまで実施してこなかったが、予算がなくてもできる調査もたくさんあり、それをこれまでやってこなかったこと自体が問題である。

課長は現職について2年くらいだから自分の責任ではないと言うかもしれないが、県教育委員会としては、これまで長い間全く投げてきたということである。

本県の学力向上についてはいろいろ取り組んできたが、経済情勢等さまざまな環境変化の中で、教育を受けられないとか教育現場に足を運べない方々をある意味遺棄してきたことは、非常に問題である。

予算がなければできない調査と、予算がなくてもできる調査があるとのことだが、項目別に具体例を挙げて説明願う。

義務教育課長

項目別の具体例については、後ほど示したい。

委員指摘のとおり、各学校で卒業認定せず、卒業以外の形式で学校を離れた子供の数や、何日も休んでいるのに形式的に与えられた卒業証書の数などは、各学校に照会すればすぐに把握できるので、金をかけずにできる調査と言えるが、ほかの項目は後ほど示したい。

古市三久委員

なぜ質問したかという、国も夜間中学校の設置について、ある程度前向きに取り組んできている。しかし、本県では、未修了者側のニーズもわからないような実態を見ると、夜間中学校の必要性を本当に認識していないと思う。

県として安易に夜間中学校をつくらうとは思わないと思うが、この問題について、県では現在どのように考えているのか。

義務教育課長

夜間中学校の位置づけであるが、義務教育の中学校となるので、市町村が設置すべきというのがこれまでのくりであったが、文部科学省の方針も最近は変わってきている。

一般に、夜間中学校を設置する場合には、設置者の財政的負担が非常に大きくなることから、どの市町村でも設置できるとは限らず、むしろ財政的に余裕のある一部の市町村しか設置できないのが現状である。

このため、市町村レベルで夜間中学校を設置することが困難である場合には、県が設置することも可能とされつつあり、今後はこれが制度化されるものと考えられる。これまでは県立の夜間中学校はなかなか設立できなかったが、今後はそれが可能となりつつある。

なお、福島市教育委員会とはこれまでに何回か協議をしてきたが、財政的な負担が大きいので、なかなか設立できないとのことであった。

古市三久委員

財政負担の問題はあると思うが、今春、中学校を形式的に卒業した人だけではなく、昔きちんと卒業しなかった人で、今勉強し直したい人は結構いると思うので、そのようなニーズの調査も必要である。

現時点では一応、設置者は市町村なので、県教育委員会としても金を出して、市町村と話をし、一体となって夜間中学校を設置するという姿勢が大切である。

夜間中学校がどのくらい必要か調査することも重要であるが、教育や価値観の多様化、社会の変化によってさまざまな子供たちが存在している。そういったことに、県教育委員会としてどのように対処していくのか、その手段の1つが夜間中学校の設置であると思う。

それは1つの方法であり全てではないが、そのようなことを考えていくことこそが、今、県教育委員会に求められていることだと思う。ただし、一律に金がないところは県がやるが、金があるところは市町村にやらせようということではいけない。

県と市町村が、①県内にどれくらい夜間中学校に通いたい人がいるのか、②ずっと昔に中学を卒業しなかった人で、今、夜間中学校への入学を希望している人がどれくらいいるのか一などをきちんと調査してから体制整備を図っていくことが必要である。

先ほどの課長説明を聞くと、この問題に関しては、県教育委員会に相当な不作為があったと考える。予算がなくてもできる調査がたくさんあると説明しているのに、これまでそういった調査をほとんどしてこなかったのは問題である。

この問題はこれで終わるが、夜間中学校についての調査研究に国も70万円の予算をつける方針とのことなので、本県においてもきちんとした調査を願う。

これらのことをしっかりと踏まえた上で、本県の子供たちの将来のために、夜間中学校についてもしっかりと検討すべきと思うが、最後に教育長の考えを聞く。

宮本しづえ委員

古市委員との関連で尋ねる。義務教育課長から説明のあった来年度の文部科学省の予算についてである。

この調査の実施主体は、どこになるのか。夜間中学校の設置主体が基本的には市町村なので、市町村の中で設置したいところがあれば、まずそこが手を挙げて、必要な調査をするときに70万円の予算がつくという話であると思われる。

そうだとすれば、仮に県内の市町村がどこも手を挙げないと、結果的に調査しないことになりかねないと不安を感じた。

国がその必要性を認め、まずは調査するための予算をつけるのは、先ほど古市委員が指摘したとおりであり、これまでこの部分になかなか世間の目が向けられなかったことからすれば、大きな一歩である。この事業を本県においてどのように生かしていくのか。また、その後の別の事業にどのようにつなげ、発展させていくのかという観点が必要であるが、全てを市町村任せにするのはよくない。

この件について、県が市町村に手を挙げるかどうかの意向調査をする考えはあるか。あるいは、その結果、市町村から手が挙がらなかったら、県として独自に実態調査をする考えはあるか。

義務教育課長

この調査研究のための予算については、市町村ではなく、都道府県や政令指定都市に研究調査費が割り振られると聞いているが、その中身の詳細については、これから示されるものと認識している。当然、市町村教育委員会の意向も確認しながら連携を図って、調査研究に当たっていくべきものと考えている。

宮本しづえ委員

予算が県に割り振られ、市町村にはこれから意向調査をするとのことだが、市町村主体では単純に話が進まないと思う。

新しい中高一貫校では、県立の中学校をつくるのだから、県立の夜間中学校があっても全然おかしくない。むしろ広域的な観点からすれば、市町村任せではなく、県こそがイニシアチブをとってやるべき課題であると思う。事前の調査も含め、そのような考え方で県が主体となってしっかり取り組んでもらいたい。

教育長

夜間中学校については、国も本腰を入れてきており、来年度は調査研究に関する予算を準備する方向で動いているとの話も聞いている。

先ほど義務教育課長が説明したように、中学校に照会してすぐにわかる部分もあれば、中学校未修了者数のように、調査自体が困難な部分もある。

かなり高齢の方の中には、きちんと中学校を卒業できなかった、つまり戦後の混乱期で義務教育をきちんと受けられなかった方も多数いると思う。それらの人数については、国の協力を得ながら、例えば国勢調査の中に義務教育を修了しているかという項目を盛り込むなどの方法により調査することも考えられる。

夜間中学校の設置については、国が県立も認めると言っているようなので、国や市町村教育委員会などのいろいろな関係機関とよく連携をとりながら、まずはニーズの把握から一生懸命やっていきたい。

宮本しづえ委員

今ほど教育長から、少し前向きに取り組みたいという意向が示されたものと受けとめたい。

ただし、これはあくまでも事前の調査であり、これから調査してニーズを把握し、どのようなものをつくるのかを考えるわけだが、将来的にどのようなものになるかはもう少し先の話である。

現実的な問題として、もう既に実質的な夜間中学校の運営が始まっているところがあるが、そこには現在は何の支援もなされていない。私は福島市議会議員当時、そのような民間支援団体への公的助成も大分求めたが、フリースクールなども含め何の支援もなされていない。

学ぶ機会がなかった子供たちが、きちんと勉強したいという希望を持って自主的施設に通っているが、そのような既にある具体的な活動に対しては、公的な支援がほとんど行われていないのが現実である。それらの活動に対し、県も積極的に支援すべきと思うが、どうか。

長尾トモ子委員長

宮本委員に述べる。教育長からも答弁があったので、それは要望と整理したい。

宮本しづえ委員

それでは要望とする。

古市三久委員

先ほどの70万円の国予算について、義務教育課長からの説明がよくわからなかった。文部科学省の概算要求説明資料には、補助対象として、設置に係る課題研究のための検討会議の実施、夜間学級を設けている自治体の研究、都道府県と市町村が連携した広報活動と書いてある。中学校夜間学級の設置に伴う課題や、その解消策等に関する調査研究（54カ所×70万円）に対する財政的な支援がその目的であり、そのような予算に基づいて、本県の実態や、どのようにしたら夜間中学校を設置できるのかなどを、県が主体的に前向きに検討することが想定されているということである。

そのことを踏まえ、来年度の予算ではあるが、県としても来年度しっかりと取り組み、先ほどのようなさまざまなニーズに十分応えられるよう対応してもらいたい。これは要望とする。

小林昭一委員

食育について聞く。

地産地消の観点からの学校給食のあり方について、主食、副食で県産材の割合は震災後はいろいろな問題で少なくなっているのはわかるが、現在、どのような傾向にあるのか。

健康教育課長

震災前は36%ほどあったものが、震災後の平成24年度では18%に下がったが、さまざまな検査等による安心の確保等を通じて、25年度は19%弱に回復した。

県教育委員会としても、特に今年度は農林水産部等他部局と連携しながら食育の推進に努めている。県内7地区で、県産物を学校給食にどのように導入していけばよいかという勉強会を、担当だけでなく流通業者や生産者も交えながら開催して学校給食に県産物がより多く使われるよう取り組んでいる。

小林昭一委員

本日の昼も、1階の議会食堂でふるさと定食を出しており、努力しているようである。

なぜこのような質問をするかということ、ことしは米が大変な豊作である。主食としては、米以外にもパンや麺等もあるが、ことし豊作の県産材を積極的に使うことが一番復興につながっていくと考えられるので、学校給食に限られるが、県教育委員会がリーダーシップをとってやるべきと思うが、どうか。

教育長

食育の重要性は、我々も十分に認識している。現在、震災前の水準を上回る40%まで県産食材を給食で使うという目標を立てて進めており、その割合も徐々に上がってきている。いろいろな関係団体と協力しながら、地産地消の食育を進めているので、今後とも指導願う。

三村博昭委員

会津若松市にある県立博物館の雨漏りについて、実情、実態を把握しているか。

社会教育課長

県立博物館もそうだが、県立美術館及び図書館も建設から30年が経過していることから大分傷んできており、雨漏り等の被害があると聞いている。

三村博昭委員

いつ雨漏りの状態を把握したのか。

また、雨漏り対策をすべきであるが、なぜ放っておくのか。

社会教育課長

工事、故障の情報は上がってきており、博物館にも雨漏りがあるが、実は美術館のほうが問題である。

三村博昭委員

聞いているのは博物館である。

（「どちらもあるのではないのか」との声あり）

社会教育課長

美術館は、2年前から雨漏りの報告があり、予算を確保して修繕工事を発注するために入札したが、平成24年度から2年間ほど入札不調となっている。

雨漏りの場合は、工業者もかなり慎重であり、簡単に引き受けてもらえない状況にある。まずは、雨漏りがどこから発生しているのか調査してから進めたい。

三村博昭委員

2年も前から発注した工事が入札不調になっているのに、これから調査するとは何事か。私はその姿勢が問題だと思う。なぜわかった時点ですぐに対応しないのか。雨が降れば、当然に雨漏りが発生するが、利用者や管理人でさえも大変悩んでいる実態がある。どうすれば落札となるのか、もっと真剣に考えるべきではないか。

教育庁は昨年の暮れも入札不調が多かったことから、何十億円と補正して12%もの建設費用を上乗せしたにもかかわらず、このような雨漏り状態を放置しておくに等しい状態であることは、まことに遺憾である。

教育長

私もこの雨漏りについては報告を受けていたので、このことは私の責任でもある。

美術館については、作品に影響が出ないように対応していたので、なかなか工事まで至らなかった。作品に影響のない形で進めてきたが、いつまでもそのようにしているわけにもいかないので、早急に対応したい。

三村博昭委員

よろしく願う。

丹治智幸副委員長

本当に学校の先生は忙しいのかという点から、義務教育課長に2つ聞く。

1点目は、仕事をしているのだから決して暇ではないと思うが、当たり前のように一般論として一律に忙し過ぎると言われている気がする。もしそうだとすると、その多忙な状況をどのように緩和して、その余った時間を実際の子供の教育に移していけるのかという点である。

例えば、いろいろな資料の作成や、県教育委員会から学校の先生へ調査が依頼されたときの報告書の作成など、各種書類を作成する作業が結構多いため大変であるという話を聞いたことがある。

事務局のように専門のスタッフがいるところであれば、専門的な仕事はそのスタッフがすればよいので、忙しければその人員を単純にふやせばよいと思うが、学校で、事務員がその仕事を手伝うことは可能か。

2点目に、大阪市長の提案で、現在、部活動の顧問を外部から招聘することが検討されているようだが、人件費の上乗せなど財政的な話は別として、それができないような仕組み上の課題や問題点はあるか。

義務教育課長

1点目の教員が忙しい場合に、調査報告等の業務について教員にかわって事務職員が仕事をできないかという点である。

現在、事務職員同士で事務の共同連携を実施しており、共同して仕事をすることで全体的な事務の作業時間を減らし、余った時間で教員側がこれまでにしてきた仕事を肩がわりする事業を始めたところである。これにより、業務量の減った先生が子供たちと向き合える時間をふやすことができるようになればよいと考えている。この事業はまだ立ち上げたばかりであるが、全県的にこの成果の共有化を図り、より効率的な事務処理を推進することにより、先生方が子供たちと向き合える時間を確保しやすくなる環境づくりに努めたい。

2点目の部活動における外部の方の招聘や委託についてだが、中学校教諭の場合は部活動で子供たちと向き合い、そこでいろいろな人間関係を醸成していくことは大きな喜びであり、また大変重要なことと考えており、私自身はこれまでそのような認識のもとで部活動にも取り組んできた。中には、部活動の指導を負担に感じている教員もいるが、これを非常に楽しみにしている教員がいるのも事実である。

そのようなことを考えると、外部講師の招聘については、大阪市における今後の取り組み状況を見ながら、メリットが

多ければ検討する余地があるとは思いますが、現時点では参考程度にとどめ、本県としてはこれまでの取り組みを続けていきたい。

宮本しづえ委員

教師の多忙化の問題について、今後、業務の見直しをするという答弁が本会議でもあった。その見直し内容は、教員の数をふやすなど、もう少し先生の負担が減るような抜本的な改革はできないのか。

現場の先生からは、子供たちの教育に直接かかわらない部分の仕事が結構多いと聞く。先ほどの説明では、人をふやさないで、共同でマニュアルなどを作成しながら、先生の負担を減らそうということであるが、人をふやすことも含めて考えないとうまくいかないと思うので、もう少し抜本的な対策を考えてもらいたい。

本県が置かれている状況を考えて、一人一人の児童生徒にもっと丁寧に寄り添った教育が必要である。

現場の先生に話を聞くと、加配分のマンパワーは、生徒たちの心のケアよりも、学力向上の方に重点が置かれているという受けとめ方が結構多い。学力が低くてよいとは思わないが、本県の教育で今一番大事なことは何か。これだけの大震災の中で、家族が亡くなったり、家族同士が離れて暮らすなど、それぞれにこのような過酷な現実を受け入れながらも、先生は実際の教育に当たらずにはならない状況に置かれている。

子供たちに寄り添うところに、先生がもっと重点的に当たれるような教育環境をつくるのが、今求められる教育行政の仕事ではないのか。

そこで、教育の指導の重点も少し置き方が違うのではないかと大変危惧されるが、この点についての考えを聞く。

義務教育課長

教員の増員、特に震災加配については、次年度以降も今年度と同様の予算が配分されるよう文部科学省に要求したい。

加配の部分が学力向上にだけ使われているという委員からの指摘であるが・・・

(「そのようには言っていない」との声あり)

義務教育課長

加配の大半は浜通り地区に配置しているので、その多くは子供たちの心のケアなどに当たっているものと考えている。

椎根健雄委員

学力向上について聞く。

教育長説明の中で、「おおむね」全国平均や、全国平均を「やや」上回るとあるが、この「おおむね」や、「やや」とは、具体的な数値ではどの程度か。

義務教育課長

数値では、「やや」は平均を1ポイント以上2ポイント未満上回っているか、または下回っていることを指す。

つまり、2ポイント以上上回っているときに単に「上回る」と言い、1ポイント以上2ポイント未満上回っているときに「やや上回る」と言っている。逆に、2ポイント以上下回っているときは、単に「下回る」と言い、1ポイント以上2ポイント未満下回っているときに「やや下回る」と言っている。

そして、全国平均からマイナス1ポイントより大きくプラス1ポイント未満の場合、「おおむね全国平均」としている。

椎根健雄委員

中学校数学について、いまだ課題が多いとはどのようなことか。全国平均から「大きく下回る」か、または「やや下回る」か。

義務教育課長

中学校数学AとBについては、全国平均を3ポイント程度下回っており、数学Aは3ポイント近く、数学Bは3ポイント下回っている状況である。

古市三久委員

手話について聞く。

私の自宅近くに聾学校平分校があるが、先日、そこの方々と話をした。今回の本会議でも手話の条例制定について話が出たが、聾学校では、手話の教育は全くしていないのか。

特別支援教育課長

これまでの聾学校における教育の歴史についてであるが、始まりは口話法である。手話を使わず、いわゆる読唇術で口の形から発言の内容を読み取り、あわせて、発音の練習もして言葉でこれに答える口話法の教育が主として進められてきた。

近年になり手話の重要性が叫ばれたため、現在では手話についても学校教育の中で取り入れられており、学習指導の中でも十分に生かされている。したがって、口話と手話の両方を使っているのが現在の聾教育の現状である。

古市三久委員

手話が学校教育の中に取り入れられたのはいつごろか。

特別支援教育課長

約20年前になる。

古市三久委員

先日の聾学校の方々との話では、今学校では余り手話をやっていないから、いろいろと問題だとのことであった。

授業として、正式にカリキュラムの中に入っていて、週に何時間勉強することになっているのか。

特別支援教育課長

特別支援学校においては、国語や数学などの通常の指導科目のほかに、自立活動と呼ばれる障がいの特性に応じた独自の指導科目があり、その中で手話についても取り入れている状況である。

古市三久委員

最近いろいろところで手話が使われている。そのような聴覚に障がいがある方々の情報伝達的手段としては、口話と手話があると思うが、結局のところ、現在手話の方は市民権を得ていないということか。

学校で余り手話を取り入れられていないのは、非常に疑問である。学校教育の中にもっと手話を取り入れて、手話によるコミュニケーションが社会全体の中でしっかりと共有されるようにしていかななくてはならないと思う。そのようなことが、他県における手話条例の制定につながっているのではないか。

障がい者も健常者も互いにコミュニケーションをしっかりとって、社会全体で互いの思いを共有していくことが必要だと思うので、もっと積極的に学校において手話の教育をすべきと思うが、どうか。

特別支援教育課長

委員指摘のとおり、聾者にとっての手話は、互いにコミュニケートし合える非常に重要な手段であり、我々のように耳の聞こえる者にとっても、手話を使って聾者との間でコミュニケーションをとることは非常に重要なことであり、聾者に対してきちんと情報保障をしていくことが重要だと考えている。

一方で、最近の情勢として人工内耳を手術で埋め込んで、実際の音として聞こえるようにする対応をとることも、聾教育上は進んでいる。

聾に対してさまざまな手段を考えて講じているところであるが、学校教育の中でも引き続き取り組んでいきたい。

古市三久委員

人工内耳については、科学技術の進歩により出てきたものである。私が述べているのは、手話についてである。

聴覚障がい者にとっては、最も基本的なコミュニケーションの取得方法であると思う。それをしっかりと使っていくことにより、社会全体に認められることとなり、また、偏見をなくすことにもつながると思う。

技術的な進歩は別として、基本的なことについてもっとしっかりと教育して、社会の中で認知されていくことが必要だと思う。なぜ手話が、学校教育の中できちんとした学習事項として位置づけられていないのかわからないが、例えば週に1時間くらいは学習するのか。通常の学級では国語の時間が週に何回かあり、その中で情報伝達などもしているが、聴覚

障がい者の場合は、そのような情報伝達については基本的に手話で行うように、きちんと県教育委員会で定める必要があると思う。

それらがあって初めて条例にまで発展するので、もっと手話の教育をしていくべきと思うが、年間や週当たりの授業時間はどのようになっているのか。

特別支援教育課長

聾学校も公教育を担っているの、通常の国語や算数等の指導はもちろん必要である。

それらの指導のほかに、先ほど説明した自立活動の中で手話の指導をしているが、それは週に何時間など固定されているものではなく、生徒一人一人の状態に合わせて一人ずつ必要な時間を設定して指導する形で進められている。

それでも、例えば週25時間の全授業時間のうち20時間もそれに充ててしまえば、いわゆる学力が伸びないこととなるので、学力を伸ばすという最低限必要なところは確保しつつ、それ以外の余った時間で手話の指導を行うこととしている。

古市三久委員

つまり、手話はあいた時間で決まりもなく適当に行っているということか。

手話を身につけるのに必要な時間がどの程度かはよくわからないが、少なくとも日常的なコミュニケーションができる程度になるまでは、きちんと教育すべきであり、週に1時間や2時間と時間をきちんと決めて指導、教育すべきである。

私も、今度自宅近くの聾学校平分校に行ってよく聞いて、そのようなところを見てきたいと思うが、きちんと時間を決めて取り組むよう要望したい。

特別支援教育課長

聾学校で行われている全ての通常の教科、すなわち国語、算数、数学などの各教科の指導においても、教員の説明や生徒からの質問などでは、もちろん手話が使われている。

また、先ほど説明した自立活動の実施時間については、生徒一人、週当たり2時間程度が標準であり、この時間の中で集中的に手話の指導を行うことにしている。さらに、それだけでは足りないので、出前講座の形で外部から手話の専門家を招き、より高度な指導を行っている。

古市三久委員

県内の特別支援学校や聾学校に、手話のできる先生は何人いるのか。それらの学校に先生が何人いるかはわからないが、例えば10人のうち何人くらいは手話ができるのか。

特別支援教育課長

何人という正確な人数は把握していないが、聾学校の職員は100%手話の指導ができる。そのほかにも、県内の学校には聾教育の免許を持っている教員もいるので、そのような教員を中心として手話の指導をさらに広げていくという形で進めている。

宮本しづえ委員

相双地方の小学校で、小学5年生の女子児童が自殺をするという、大変痛ましい事件があった。本会議でも、いじめ防止基本方針がつくられて、公立小中学校の99%がそのための対策委員会を立ち上げているとの答弁があった。

今回のケースが、いじめによるものかは確認できなかったと言われているが、きちんと学校のいじめ問題対策委員会が会議を開き、その原因を調査した上で、学校でのいじめはなかったとの発表をしたのか確認したい。

また、県教育委員会は、そのあたりの原因などをきちんと確認しているのか。

義務教育課長

相双地区で小学校5年生の女子が亡くなったことは、大変痛ましいことであり、痛恨のきわみである。

過日、保護者会が開催され、そこに該当児童の保護者が出席し、ほかの保護者に「今回の娘の死亡については、急性心不全が原因であった」と話している。したがって、いじめなどの具体的な要因は、今のところ確認されていない。

宮本しづえ委員

亡くなった子供の保護者がそのように述べたので、保護者同士では互いに納得していると思うが、実際にこのような問題が起きたとき、速やかに対策委員会を開いて、まずは原因の究明を行う体制がきちんと確立され、機能しているのかが心配であり尋ねたが、どうか。

義務教育課長

昨年、いじめ防止基本法が制定され、各学校では、いじめ防止基本方針を定め、いじめ対策委員会を立ち上げることとなっているので、当該校においても委員会が立ち上がり、基本方針ができていますと報告を受けています。

宮本しづえ委員

今回は急性心不全であったかもしれないが、問題はこのようなことが起きたときに、いじめ対策委員会が機能を発揮して会議を開いてきちんと原因を究明することができるのかという点である。いずれにしても、子供が亡くなるということは非常に重いことであるので、もしいじめが原因であれば、学校関係者は非常に困ることとなる。

このようなことが起こった以上、きちんといじめ対策委員会が開かれて、原因究明は行われたのか。そこはきちんと確認してもらわないとつくった意味がないと思うが、県教育委員会としては確認していないのか。

義務教育課長

今回は急性心不全で亡くなったもので、校長等のコメントでは、これまでの教師による観察やいじめの有無を調査するアンケートなどから、いじめの事実は確認されていないとの報告がある。

今回のケースでは、対策委員会を立ち上げるような時間的な余裕はなかったと思うが、いじめに起因している可能性があれば、直ちに立ち上げることも可能であるので、理解願う。

仮に、いじめを起因とした重大事案が発生した場合は、県教育委員会として、生徒指導アドバイザーを各市町村教育委員会や学校に派遣して一緒に対応を考える体制は十分整っている。

宮本しづえ委員

今の説明は理解できなくはない。

今回の事案は、結果的には急性心不全が死因となったのかもしれないが、最初は自殺と報じられた。そのような報道があった段階で、直ちに緊急対策会議を開くべきだと思う。それぐらいの対応をきちんとしなければ、対策委員会をつくった意味がない。

今回はそれで互いが納得したのかもしれないが、まずは会議を緊急に開くべきであり、時間的な余裕の有無を論じている場合ではない。学校にいじめはなかったと思われるので会議は開かなかったという対応で、本当にその対策委員会はよかったのかと疑問に思う。

一旦、事が起きたときには、どのような原因であったとしても、速やかに会議が開かれて、そこは責任を持ってきちんと説明していくという機能、役割を持った対策委員会であるべきと思うが、どうか。

義務教育課長

各校のいじめ対策委員会は常設なので、必要に応じて学校長がすぐに招集をかけて会議を開くことができる。

今回の該当校で、すぐにいじめ対策委員会の会議が開催されたかどうかの確認はできていない。

宮本しづえ委員

ぜひ、確認願う。

(9月26日 (金) 企業局)

宮本しづえ委員

工業用水道が減額補正となっているが、高柴ダムにおけるアロケーションは何%か。

工業用水道課長

企業局の負担率は33.8%である。

宮本しづえ委員

3分の1くらいが企業局負担であり、かなり大きな額の維持管理費の減であるが、工事の内容について聞く。

工業用水道課長

土木部からは、今年度の国庫補助内示が当初予定額に達していなかったもので、事業年次の内容をそれに合った形で変更すると聞いている。

宮本しづえ委員

今ほどの件、詳しく説明願う。

次に、相馬工業用水道については、さきの委員会でもさまざまな企業から相談を受けているとのことであった。これは、現在の施設能力を超えて水が欲しいとの需要が出てくる見込みがあり、そのための調査とのことであるが、現在の施設の状況を考えたときに、どのような形で規模を拡大することが可能か。水源との関係も含めて説明願う。

工業用水道課長

まず、ダムの内容であるが、毎年その改良、施設の更新などを計画的に行っている。その計画はあらかじめ土木部から聞いており、企業局はダムを水源としていることから応分の負担をしている。

それを国庫補助事業に位置づけ、国から補助をもらっているが、今年度の当初予算に計上した額と国からの補助内示額の差が発生したため、執行についても計画を変更せざるを得ないので、今年度の事業執行計画を変更するとの話が土木部からあった。連動した形で、企業局の負担金もそれに見合ったものにして整合を図るものである。

次に、相馬工業用水道だが、こちらも水源がダムであり、取水能力は最終計画で1日当たり5万5,600t供給できる水源を既に確保している。

ただし、整備に当たっては、その能力分を一気に整備したものではなく、現在においても1日当たり3万4,700tの供給能力設備でつくられている。

現在の給水契約状況は、そのうちの65.6%、1日当たり2万2,750tとなっており、現在の施設でも1日当たり約1万2,000tの余裕がある。

実は、1日当たり2万tを超える水需要の相談を受けており、既に準備行為を始めている企業もあれば、相談段階のところもある。そのため、現在の施設では十分に供給できない可能性があるもので、工業用水道事業者としてそれに対応可能な方策を考えなくてはならない。ダムから浄水場までの施設は将来を見越した量で既につくられているので、施設の拡大に当たっては、浄水場から各企業まで届ける配水管路の施設を新たに増強しなくてはならない。最終的には、給水施設と呼ばれる各企業との受水先との連結施設もそれぞれ整備していかななくてはならない。1日当たり2万tを超えるような規模拡大が想定されるので、それに向けて今回補正して準備するものであり、具体的には、管をどこに通して、どのようにしていくかという前提を踏まえた地形地質の調査と測量のほか、基本的に公道敷きで考えているが、場合によっては部分的に民地を買収することも考えられるので、それらの調査、さらに河川横断、鉄道横断や国道横断がポイントになるため、それらの調査についても事前にはしておかないとすぐにはできないので補正で対応したいと考えている。

宮本しづえ委員

かなり大規模な設備投資が必要になると思うが、これから拡大する分は主として配水管と給水管であり、浄水施設は既に1日当たり5万tあると考えてよいか。

工業用水道課長

水源から浄水場までの導水施設については、既に5万tの規模でつくられており、施設能力的にはある。

宮本しづえ委員

導水施設ではなく、浄水施設はどうか。

工業用水道課長

浄水施設も、先ほど説明したとおり3万4,700tの規模でつくられているので、浄水施設の増強をしなくてはならないと考えている。

三村博昭委員

議案第8号で、局長から1,334万7,000円増との説明があった。土地維持管理等に要する経費で、今の時期の除草となると、刈り取り、薬剤散布などいろいろあると思うが、これだけの額をかける除草はどのような方法であるか。

経営企画課長

約9haの2区画の敷地について、刈り取り除草をして取り除くほか、その2区画に設置する分譲中の表示と立入禁止の看板費用も含まれている。

三村博昭委員

除草の時期としては、通常は夏場だと思うが、秋に向けて草が枯れかかっている状態で、なぜ今補正してやる必要があるのか。

経営企画課長

確かに除草の時期としては、一番草が生い茂っている夏場が一般的であるが、この2区画については昨年度末ぎりぎりに寄附を受けて取得したものであるため、今回補正で計上したものである。

工業用水道課長

先ほど宮本委員から質問のあった、ダムの堰堤改良事業における企業局の負担率だが、33.8%ではなく38.8%であるので訂正する。

古市三久委員

局長説明にもあった、いわき四倉中核工業団地の造成、整備がこれから始まる。商工労働部が所管かもしれないが、イノベーション・コースト構想に位置づけて整備することはできないか。

経営企画課長

確かにイノベーション・コースト構想は、浜通り地域に展開していくとのことである。もちろん、医療機器産業や再生可能エネルギー等を中心としたオーダーメイドの企業誘致を図るため、現在も誘致活動を行っている。

企画調整部とも当該団地が有効活用されるよう、連携を密にしている。

古市三久委員

整備には金がかかる。イノベーション・コースト構想の中に位置づければ、復興税などの財源で整備できる可能性があり、県の負担が少なくなると考える。

いわき四倉中核工業団地は道路が1つしかなく、2期工事をして大きくすれば、入り口と出口が1つでよいのかという問題もある。イノベーション・コースト構想に位置づければ、2カ所から入れるようにするか、高速道路から速やかにアクセスできるように整備することが可能となると思う。

財源がどのようになるかはよくわからないが、道路はいわき市が負担する話になることも考えられるので、企画調整部とも連携してぜひともそのようなことが実現して、誘致した企業にとって使い勝手のよい工業団地に整備してもらいたい。これは要望とする。

三村博昭委員

局長説明にあった地域開発事業について聞く。

工業団地は既に造成が完了している団地を指すのか、あるいはこれまで予定されていた未造成工業団地を指すのか。

販売推進課長

現在、補助金等の効果により、複数の引き合いがある。商談中の工業団地については造成済みの部分である。

三村博昭委員

6月定例会でも質問したが、その際の次長答弁は、「商工労働部や地元市町村と連携を図りながらPR活動に取り組んでいる」とのことであった。私が地元を確認したところ動きがないが、どのような状況であるか。

企業局次長

大きな企業の誘致は一服感があり、先ほどの複数企業とは小さ目の企業である。

前回説明した苗畑のほか工業の森・新白河A地区も同様であるが、なかなか大きな企業が興味を示さない状況である。東京事務所と連携していろいろと当たっており苦戦中ではあるが、情報を密にして企業誘致に努めたい。

三村博昭委員

過般、名古屋地域を回ってきたが、そこで、本県、特に県南地域への関心が非常に高いようだとの情報を聞いてきた。本県は、大阪、名古屋等に県外事務所があるが、どのような情報が入っているか。

販売推進課長

東京、大阪、名古屋及び北海道に県外事務所があり、年度初めに担当者を集め、県営工業団地の状況などを細かく説明し、今年度の販売、分譲活動に企業局あるいは出先機関ともども一所懸命取り組むように打ち合わせをしている。さらに今年度は、来月も県外事務所も含め担当者を集めて、企業誘致に努めるよう取り組んでいく。

三村博昭委員

そのような事務所からの情報が、今までは入っていなかったのか。

販売推進課長

県外事務所は、企業局の立場もあるが県全体の立場もある。当然、県営工業団地の商談に結びつくような話については、その都度連絡をもらいながら、情報交換をして、その中で可能性が高いものについては企業局も直接、アクセスしてアポイントを入れ、商談するような形で話を進めているので、県外事務所から必要な情報は逐次もらっている。

三村博昭委員

そのような情報がきちんと入っているかどうか、確認の質問である。入っていないのか。

販売推進課長

一般的に工業団地の情報は入っているが、先に質問のあった用地の部分の情報は入ってきていない。

丹治智幸副委員長

水道管や橋などの補修に係る予算について聞く。

水道管等は法定耐用年数があると思うが、それを超えている割合はどれくらいか。

また、実質的にはもっと延命できると思うので、実質的な耐用年数の調査状況についてあわせて聞く。

工業用水道課長

法定耐用年数を超えている割合についての資料は持ち合わせていない。

実際にどのように施設設備を更新しているか実情を説明する。

特に昭和30年代に整備したいわき地区の工業用水道であるが、かなり年数がたっていることもあり大規模改築事業、施設更新事業を2回実施している。現在も第2期事業が進行中であるが、第1期事業、第2期事業を分けて、数十kmにわたる大規模な水管橋の更新工事を行っている。

ようやく今年度で、約10年かけてきた第2期工事が終わる。設備によってそれぞれ耐用年数は異なるが、電気、設備関係は短いものもある。計量機器も法定で何年と決まっており、必ず更新するものもある。

質問は、そのようなものを定期的きちんと更新をしているかとのことであると思う。工業用水道の場合は、常に中長期的な施設整備計画があり、それに基づいて大規模的な更新を計画的に行っている。

丹治智幸副委員長

法定耐用年数を超過している割合は、後ほど教示願う。

財務諸表を見ると、建築物の減価償却はこれから結構あり、それなりに新しいと思う。一方、機械及び装置は、逆に減価償却が終わりつつあり、現状の機械や設備について老朽化が進んでいるように見えるが、その現状を説明願う。

工業用水道課長

まず老朽施設であるが、設備関係、例えば機械のメーターなどの計装設備があるが、心臓部に当たるので、現在中央管装置について3カ年かけて大規模な抜本的事業をしている。単年度ではできないので、さきの説明の中長期計画の中でいつごろやるか決めている。

確かに財務諸表にいろいろと出てくるが、基本的に支障があつてからではなく、前もっていつごろやるという計画をつくる。

実際には、耐用年数を超えて使えないわけではない実態もあるので、常にその見きわめをして、毎年、あるいは隔年、3年、5年などそれぞれの機械の保守点検は全てやっている。それら保守点検の中から更新時期を見定め、中長期にもちそうなものとともにやるべきものの更新計画を持ちながら整備している。

施設設備の更新は重要であり、常にやっており、やらなくてはならないが、中身は使える状況があるので、それに応じた更新をしているのが実態である。

なかなか統一的に何本やるとは言えないが、定期的な保守点検をきっちりした上で、更新や交換、あるいは質的改良など、今の時点でより効率的かつよい物にかえる工事をする。

説明は漠然となるが、建設年次が違ったり、設備のシステムが違うので、そのようなものをそれぞれの工業用水でやっていると理解願う。

丹治智幸副委員長

それぞれプロである皆がきちんとやっていると思う。

この財務諸表を見て、注記に法定耐用年数は、このような年数でやっているという記載であるので、この財務諸表を見たときに数字だけの表で見てわかるのがよいのかもしれない。また、説明を聞いたときにそれぞれ実施しているのの前に、法定耐用年数がこうで、実質的な耐用年数に対する順次更新計画を持っており、このような企業経営をやっていると説明してもらえばなおよい。これは要望である。

長尾トモ子委員長

それでは、水管橋の割合について後ほど取りまとめの上、資料提出願う。

また、その根拠があれば、あわせて提出願う。

(9月26日(金) 商工労働部)

宮本しづえ委員

今回の補正の大部分が、救急・災害対応医療機器開発推進事業であり、約2億円と大きな額だが、どこにどのように使われるのか。

また、どこを想定しているか、あわせてもう少し詳しく説明願う。

医療関連産業集積推進室長

当該事業は、災害現場で設営される移動手術室内で使用される小型エックス線透視システムなどの医療機器や、災害現場で負傷者の生体情報などを簡便に測定できる小型のバイタルサインセンサーなどの救急・災害現場で使用する医療機器の製品開発を支援するために、県内企業などの研究開発経費の一部を補助するものである。

具体的にどのようなものを想定しているかという点、1つは、大規模災害が発生してライフラインが途絶し、電線が断絶していても、バッテリー駆動で手術器具が動き手術ができるよう、例えば止血装置や輸液システムなどの支援デバイスの開発を行う。

2つは、倒れている方々の心拍数や呼吸数などを瞬時に計測できるバイタルサインセンサーで、非常に簡便なセンサーを開発する。あるいは、そのような災害現場では、骨折や打撲等の方も多々いるが、通常X線透過システムは非常に大きいので、可搬型で小型の엑스線透視システムなどの開発支援を考えている。

宮本しづえ委員

そのような機器の開発については、既にこのようなことをやりたいという事業者の計画があって、それに対する補助の積み上げがこの額か。

医療関連産業集積推進室長

今回の事業立ち上げに当たっては、昨年1年間かけて有識者から成る福島県医療産業集積研究会をつくり、その中に例えば防衛省や東京医科歯科大学及び福島県立医科大学の先生などに入ってもらい、本県が取り組むべきプロジェクトについて検討してきた。その中で、本県が有する技術基盤や大震災あるいは原発事故等を経験した知見を生かしてこの分野の研究をしてはどうかということで、この事業が始まっている。

次に、具体的なニーズについては、3.11の大震災時に災害現場に駆けつけた消防隊員、DMATの職員及び病院関係者等に実際に聞き取り調査を行った。その中で、ライフラインが断絶しても使用可能な生体情報モニター、乾電池で駆動する止血装置や엑스線CT装置システムなどが災害現場で必要であるということになり、今回の事業を立ち上げた。

宮本しづえ委員

事業者は決まっているのか。

医療関連産業集積推進室長

事業者についてはこれから公募して、それらのテーマに応じて応募してもらい、審査会を開いて採択していく。

宮本しづえ委員

この額はどのような根拠に基づいて積算されたものか。

医療関連産業集積推進室長

有識者会議で1年間検討してきたこともあり、ことし4～8月に、防衛省、消防庁及び業界の関係者等いろいろな方々と意見交換する中で、例えば엑스線CTシステム開発を考えたときに、単独でも2億円はかかる。そういったさまざまな医療機器を一般的に開発した場合の金額を積み上げた結果であり、2億円でも多分足りない。想定では8億円まで上がったが、それほどは対応できないことから、優先順位をつけ、特に重要な6つの医療機器に限定して補助金を積み上げた結果が約2億円という数字になっている。

宮本しづえ委員

数字の積み上げは理解した。補助率はどうなるのか。

医療関連産業集積推進室長

県内の大企業、中小企業、県外企業で補助率を変えており、県内中小企業の場合は4分の3、県内大企業の場合は3分の2、県外企業の場合は2分の1である。

古市三久委員

関連で聞く。そのような研究開発について、これまで県は力を入れてきたと思う。対象機器が幾つかあるが、それは世界中に全くない機器を新たに開発するものか。

医療関連産業集積推進室長

機器は既に多く現存しているが、一般病院で使用するものがほとんどである。

例えば、엑스線CTシステムは通常、病院の中で使用するが、この委員会室の約4分の1とかなり大きいので、それらを災害現場で使うことは困難である。

古市三久委員

コンパクトにして災害現場で使う医療機器が、今は世界に全くないため、新たに開発するものかと聞いている。

長尾トモ子委員長

例えば移動式かという趣旨の質問である。

医療関連産業集積推進室長

そういう意味では、全くないものと考えている。

古市三久委員

商6 ページ、中核工業団地企業誘致推進事業費について、いわき四倉中核工業団地に関して寄附があったとの説明だったが、どこからどこに寄附されたもので、場所はどこか。

企業立地課長

ことし3月13日に、スペースエナジー（株）から譲与されたもので、場所は一番奥まった行きどまりのところであるPとQ-1の2区画、合わせて8.5haである。今回その維持管理費を計上した。

古市三久委員

これは、数年前に太陽電池の基盤を製造するためいわき四倉中核工業団地の用地を購入した会社が、進出を取りやめ県に寄附したことから、その土地の管理費が発生するので計上したという理解でよいか。

企業立地課長

スペースエナジー（株）へ平成20年度に当該区画を分譲したが、その後、いろいろな情勢の変化があり、会社そのものが清算されることとなった。その土地を保有することで固定資産税など固定費が発生することから、県へ譲与する意思が示され、これを受けたものである。

宮本しづえ委員

債務負担行為補正の緊急雇用創出事業（ふくしま産業復興雇用支援事業事務委託）について、事務の委託料の変更であるが、具体的にどこにどのような形で事務委託されているものか。

委託先が具体的に働きたい人を募集して雇用するが、しっかりとした雇用条件が確保されているかどうか不安である。県としてはどのように確保しているのか。

雇用労政課長

これは産業施策と一体となった雇用を生み出したときに、1人当たり225万円（1事業所当たりの支給総額は1億円）を上限に助成する事業である。

平成26年度も新規採択を進めており、それに対する民間業者への審査業務の委託について、まず今回の補正予算で現年度分を約7,000万円追加計上するとともに、債務負担行為により来年度以降29年度まで、実績を確認して企業へ助成金を支払うための事務経費である。

県が、支援助成金に係る事務を全てできればよいが、審査期間をなるべく少なくするため、事務の一部を委託しているものである。

一般的な委託事業がどのようになされているかについては、今回の議案とは関係ないが、通常緊急雇用と言われているものを、今年度も県または市町村において約1,100事業実施している。例えば震災以降、きづなづくりや仮設住宅の管理といった中で、行政需要が膨らんだものについてそれぞれ委託しているものであるので、その分についてはそれぞれの事業者が適切に管理しているものと考えている。

古市三久委員

川俣町商工会について幾つか聞く。

補助金の不正使用は、どのような経緯で発覚したのか。

経営金融課長

昨年5月に前会長が辞任し9月に新会長が就任した。新体制になってこれまでの補助金事務を見直したが、「もう一度精査する必要がある」と判断して川俣町商工会が県商工会連合会へ相談したところ、県商工会連合会が「改めて調査して

何点が回答してもらいたい」という調査依頼文を11月下旬に発出した。それを受け、川俣町商工会が12月上旬、内部に調査委員会を設置して、ことし4月下旬まで自主調査を実施した結果、こういった問題が発覚した。

古市三久委員

簡単に言えば、新体制になり、これまでの収入支出を点検した結果、いろいろと不明朗な点が明らかになり、それを調べるために調査委員会を設置したという理解でよいか。

経営金融課長

そのとおりである。

古市三久委員

県の監査は何年かに1回実施していると思うが、そこで今回の問題が明らかにならないのは、それなりに帳簿や領収書が整っていれば明らかにならないということか。あるいは、県の監査がそれなりであったということか。

経営金融課長

県の指導監査は、おおむね2年に1回である。県内に89商工会あるので、年に45前後を書類調査の形で進めている。

今回の川俣町商工会の案件については、支出のための領収書や帳簿などが全てきれいに整っており、新聞報道等にもあるが、二重領収書という形で発行されたようなものもついていた。

これまでにない特異な事例であり、県としても今後、このような事例についてどのように対処すべきか、指導監査の方法、チェックの仕方などについて、今回の事案を踏まえ再チェックしている。

古市三久委員

国や県からの補助金については、返還を求めているのか。

経営金融課長

不正のあった補助金は国、県、町及び全国商工会連合会のそれぞれ4団体分があった。補助金を拠出している各団体でそれぞれチェックして、金額を確定して返還を求め、さらに各補助金の期間に応じた加算金を加える手続きをしているところである。

古市三久委員

再発防止策について検討するとのことだが、商工会は商工会の監査がある。そして県の監査もある。想定できないような意図的な会計処理がされていけば、なかなかそのようなことが明らかにならず、それを含めて再発防止をしっかりとしなくてはならないと思うが、どのような検討をしているのか。

経営金融課長

これまでもいろいろなトラブルが生じており、それぞれに対応してきたが、今回は全く新しい特異な事例である。県は商工会法に定められた指導監督機関として、適正な運営を指導する機関だが、現在、県商工会連合会とさまざまな形で協議しながら進めており、これまでなかった内部告発制度や支払い先確認の導入を検討している。さらに全国商工会連合会では、現金取り扱いについて上限を決めたり、現金で支払うべきものとそれ以外のものの基準をつくらうとしている。そういう点を含めて、県と商工会連合会が協力して、この問題に対処すべく検討している段階である。

三村博昭委員

企業立地について聞く。

平成26年6月定例会における企業局長の説明で、「本県の復興と再生を支える役割を果たしていきたい。そのために、経済活動を支える産業基盤整備を担う。」とあった。

当然ながら、企業誘致については、これまで本県では例えば雇用の場を創出し、産業基盤を強化しようとする考えのもと、企業の誘致、立地促進を図ってきた。

企業局長から、「地域開発事業についてであるが、工業団地について企業立地補助金の効果により複数の企業から引き合いがあり、積極的に誘致活動を行っている」との説明があった。その引き合いのある工業団地は既存の工業団地であり、

複数の企業からの引き合いもあるので、積極的に誘致活動を進めているとのことであった。

また、6月定例会における本委員会では、企業局次長から、「新たに造成を検討する工業団地として、川俣町と矢吹町が挙がっている。県や近隣市町村の工業団地にも配慮しながら検討を進める」との説明があった。この「検討を進める」とは誘致活動を指すと考えるが、同じく企業局次長から、「商工労働部や地元市町村と連携を図りながら、PR活動に取り組んでいる」との説明もあった。この市町村と連携したPR活動について、具体的にどのような活動をしているか。

企業立地課長

県南地区の工業団地について、矢吹町の苗畑地区の土地所有者は関東森林管理局となっている。ことし6月3日に矢吹町の担当課長と関東森林管理局へ行ったが、引き続き保有してもらうことを要望して了解を得た。

企業立地ガイドをつくり、県外事務所にも配布して企業誘致活動を行っているが、苗畑地区については、所有者がまだ林野庁であることから、なかなか表立って記載できない部分がある。ただ、企業に当たった際に、県南地区を要望すると聞いたときは、苗畑地区も候補地となることをPRしている。

三村博昭委員

企業局でも東京事務所等と連携を図りながらとの説明であった。

過般、大阪、名古屋に行ってきた。そこで大阪、名古屋の経営者から得た情報では、本県に関心を持っている人がおり、本人に確認したわけではないが、県南地方にも関心を持っていると聞いてきた。

そのような情報が、企業局にどのように伝わっているのかと午前中に確認したところ、それは企業局には届いていないとのことであった。

商工労働部へは、大阪や名古屋の情報は届いているか。

企業立地課長

県外事務所の企業立地担当者を毎年4月に集めて、いろいろとその年の企業誘致について説明し、どういった状態かわからないとなかなか企業へPRできないであろうということで、苗畑地区を含め、あわせて現場も見せている。ことしは矢吹町の苗畑地区やほかの工業団地の現場を見せて、積極的に売り込んでもらおうと考えている。

また、8月に大阪で企業立地セミナーを開催したが、矢吹町も参加しており、そういったところでPRしていると思う。

具体的な企業からの引き合いは今のところまだないが、もしある場合は、企業立地課の職員や市町村の担当職員も同行して、ぜひそういったところには現場も見せて、積極的に売り込みを図っていきたい。

三村博昭委員

震災前の平成22年12月に大きな話題をまいた仕事であったが、どういうわけかそれが中断してしまった。震災後4年近くにもなるので、積極的に開発に向けて取り組みを進めるよう要望しておく。

古市三久委員

先ほど企業局にも確認したが、商工労働部も関係すると思うので聞く。

いわき四倉中核工業団地の整備をこれから進めることとなっているが、当該団地は入り口が1つしかない。新しく整備すると、かなり広い工業団地になるので、裏側あるいは高速道路に近い場所にアクセス道路をつくるなど、避難道路も含めた道路整備が必要だと思う。

それは市の負担で整備してはどうかという県の考えもあるようであるが、イノベーション・コースト構想という、浜通りを復興させる意味での施策の展開がされようとしている。当該団地をその中に位置づけ、そこに誘致する企業の利便性や、復興をさらに加速させる意味での企業立地を視野に入れた団地の整備ができないか。

企業立地課長

いわき四倉中核工業団地は、第2期区域はまだ造成していないが、整備のイメージがわかるパース図を企業局がつくっており、そういったものでいろいろと積極的に誘致活動を行っている。

また、イノベーション・コースト構想については、これから具体的に検討されると思うが、これは当該団地を売り出す

非常に有効な大きい部分であると思っている。これらを見据えながら、恐らく廃炉産業関連になると思うが、企業誘致を図っていききたい。さらにその財源についても、なかなか厳しい部分はあるが、そういった国の動きを見据え、ことしの政府予算要望では工業団地の関連公共事業として道路などの財源支援も要望しており、今も引き続き国と話をしながら進めている。

イノベーション・コースト構想という大きな動きも出てくるので、積極的に情報収集しつつ対応していきたい。

古市三久委員

前向きに取り組んでいるとのことであるので、ぜひ実現できるようしっかり取り組んでもらいたい。

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故収束に向けて、5,000~6,000人というかなりの数の労働者が作業している。そこで、県内の労働者がどのくらい作業に従事しているか県は把握しているか。

雇用労政課長

全体で5,800人などと言われているが、その中に県内からの労働者がどの程度いるかは、商工労働部としては把握していない。

古市三久委員

商工労働部として、県民がそこで働いて、安全な作業をしているかどうかも含めた意味で把握する必要があると思う。原子力安全対策は生活環境部で把握すればよいので、それは違うという考えか。

雇用労政課長

原発労働者5,800人の安全衛生上の管理は大事な課題と思うが、出身が本県か他県か否かという議論がどれだけ有効かはよくわからない。

現在は、生活環境部が事務局となっている廃炉に関する安全監視協議会の中で、労働安全衛生法関係の専門家や国の関係機関も含めた部分を今年度は6月と9月に実施して、我々も出席している。

そこでは、安全衛生法上、管理すべき立場である発注者の東京電力(株)を呼び、これまでや今後の対応について質疑を重ねながら、よりよい労働環境の充実を図っていると聞いている。具体的には食事や休憩所の問題のほか、防護服を着ていると視界が悪く転びやすいということもあるので、そういったものをできるだけ改善するため、逐一具体的に管理されていると思っている。

古市三久委員

本県出身者数を調べてどういう意味があるのかと言うが、福島県なので県民が今どのような原子力発電所の廃炉作業に従事しているのか、どのような状態にあるのかについて関心を示すべきと思う。生活環境部から聞くところによると、半分以上は県民が働いているという。その方々が働かないと収束はしないので、そのような答弁であってはならない。

もう1つ、廃炉監視の組織をつくり、労働衛生や雇用についていろいろと議論しているが、これは全く法的根拠がなく、本会議などでいろいろと言われて、いわば便宜的にやっていることだと思っている。そのようなところで東京電力(株)を呼び話を聞いて、東京電力(株)が「わかりました」となっても全く制約を受けない。

2、3日前の東京新聞によれば、「休憩所も人がひしめき合う、横向きになることはもちろん、体を伸ばして休むこともできない。夏場には飲み水も不足した。中に入り切れず、廊下に段ボールやマットを敷いて休んでいる。」となっている。

最近では、ピンはねも問題となり、いわき地裁で裁判もやっている。

最終的に労働安全衛生法が問題となり、「そのとおりやっていると思っている」などと課長は答弁すると思うが、実際はどうなっているのかと言うと、かなり厳しい状態で県民も含めた作業員は働いている。

そのような実態があることを認識して、国に制度的なものや法律の改正を求めていくなどしていかないと、本当に労働者が安心して安全に働けない。

さらに、被曝の問題もある。そのような方々は、将来的にどのように安全な環境が約束されるのか、といった問題解決

がなければ、幾ら県が金をもらって物をつくって復興したと言っても、半分は復興していないと同じである。

関心を持って、情報をしっかりと取って国にそれを求めていかないと、県民を預かる行政として問題があるのではないか。仕組みをつくるなり国に求めていくなり、県ができることについてしっかりすべきと考えるが、どうか。

商工労働部長

今ほど県民か県民でないかという課長説明があったが、これは、いずれにしてもそこで働いている方々の労働環境、労働安全衛生法、原子炉等規制法などの関係法令をきちんと遵守した上で、労働者がそこでしっかりと働いていくことが結局は順調な廃炉につながっていくという趣旨で述べたことと思うので理解願う。

次に、商工労働部としてだが、労働安全衛生法は国の権限であるので、我々がどうこう言うのはなかなか難しいところがある。そうはいつても、原発の廃炉作業に携わっている方々の労働環境をどうすべきかについては、県としても問題意識を持っており、生活環境部がそのための廃炉安全監視協議会を立ち上げるなど、庁内の各部局が集まり対応して、東京電力（株）などいろいろな言うべきことは言っている。

その中で、例えば労働安全衛生法において、廃炉部分についてだけ特出した法律をつくるのがどうかという問題はあがるが、それは当然原子炉等規制法や放射能に関するさまざまな法律があり、それら法律の中で、上限が1時間当たり何シーベルト以下と定められているので、それらも含めて生活環境部でいろいろと現場の声、あるいは発注者側や受注者側の考えなども聞いた上で、協議会等の場で議論している。

商工労働部としては、繰り返しになるが、法的権限がないので一般論になるが、環境整備をしっかりとしないといけないと訴えていきたい。

宮本しづえ委員

今の関連だが、作業員の半分は県民であろうと言われている。

県としては県民健康調査をして、そして県民の被曝管理もやっている。一番被曝の危険性があるのは原発作業員である。労働安全衛生法との兼ね合いから、基本的には事業者責任ではあるが、県民の健康管理、被曝管理という観点で、それをリンクさせて管理できないか検討したいという話があったと思うが、現在の状況を商工労働部で把握しているか。

次に、原発労働者が実際に裁判に訴えなくてはならなくなって、提訴した。この労働条件は極めて劣悪である。昨年11月から東京電力（株）は危険手当について1日当たり1万円を増額した。危険手当は事業によっても違うが、基本的に最低でも2万円となっているのに、この2万円すらまともに払われていないのが現状である。

その危険手当の関係で言うと、国直轄の除染作業員に1日当たり1万円の特殊勤務手当がついた。我が会派で福島労働基準監督署に行ったが、賃金についてはやはり最低賃金しかないとの話であった。環境省から特殊勤務手当だけはしっかり確保して払えという指示が出て、1日当たり1万円の特殊勤務手当は出るようになった。そこに最低賃金の約5,500円を加えれば、1日当たり1万5,000~6,000円となるので、1日当たり1万円に満たないような劣悪な条件で働かされているが、特殊勤務手当だけでもしっかり払わせれば、幾らか改善できる。

それぐらいのことは除染作業でやったのだから、原発の一番危険なところで働いている人たちにも国の権限で同じことをやってもらえないかと県は要望すべきと思うが、どうか。

雇用労政課長

1点目の県民健康調査との連携、連動であるが、現時点では承知していない。

ただし、平成23年12月15日まで集中的な対応をしたときに、約2万人が原発内で雇用され仕事をした。その方々は持続的に国の責任において健康管理の追跡調査をすることが現在も続いている。

次に、危険手当及び最低賃金の関係だが、理論的には委員指摘のとおりと思う。9月の県と東京電力（株）等との協議の中でも、東京電力（株）は、今年度から、元請を通さず個別の回収箱に回収する従業員のアンケート調査を8月に実施して、労働環境や賃金等、手当の関係も含め、実態把握をしっかりとしようとして努めていると聞いている。次回は12月ごろに開催して、アンケート結果を報告すると聞いている。

宮本しづえ委員

今の件で聞く。

長尾トモ子委員長

県で回答可能な範囲で質問願う。

宮本しづえ委員

県でどこまで答えられるかはあるにしても、県民の健康管理、そして県民が働く雇用環境、労働条件をどう守るかについて県がどのような役割を果たすのか、大事な問題である。

1日当たり6,000人が働いているとしても、月当たりで働く人は約8,000人というが、登録者は約1万1,000人だから労働者が足りなくなることはないと言われているが、東京電力(株)は平気で言う。いつまでもこのようなことを続けていたら、この登録者数はいずれ続かなくなり、どんどん減っていくと心配する。

県が今の実態を踏まえて、東京電力(株)にも国にもしっかり求めていくという立場でないと、福島事故収束、復興の大前提が崩れてしまうことをきちんと考えてもらいたい。

また、事業者アンケート用紙を渡すのではなく、作業員が直接回答するとしているが、実際の現場では事業者が集める実態は変わらないことが起きている。したがって、アンケート結果を見て対応しようとしても、実際の事業者の状況はそうなっていることを踏まえた上で、県が先手を打って対策を講じることをぜひとも求めておきたい。

長尾トモ子委員長

要望ということで整理する。

古市三久委員

いろいろ出たが、原子力発電所の労働実態は何が問題かという点、多重構造であることである。つまり、元請から8次、9次という高次下請構造が問題である。原子力発電所を建設していた当時から、この多重構造は問題であった。特にピンはねなどが生まれてくる。

これは、東京電力(株)にいろいろ言っても無理だと思う。労働者が安全に廃炉作業に従事できる安心感を担保するためには、国がきちんと法整備をしないとだめだと思う。

県としてできることをやってもらうのは当然であるが、国にそういった多重構造をやめさせるような法整備を求めていくことが重要であり、必要なので、しっかりと国に求めてもらいたい。これは要望とする。